

地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所
個人情報の取扱い及び管理に関する規程

平成24年4月1日
規程第 56 号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号。以下「条例」という。）第58条の規定及び地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所個人情報の安全管理に関する基本方針に基づき、地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）における個人情報の取扱いに関し必要な事項を定め、個人情報取扱事務の適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程の用語の意義は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、条例及び大阪府個人情報保護条例施行規則（平成8年大阪府規則第83号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

第2章 管理体制等

(管理体制)

第3条 個人情報取扱事務の適正な執行を図るため、法人に個人情報取扱事務総括者（以下「総括者」という。）を置き、副理事長又は理事（経営企画担当）の職にある者をもって充てる。

2 総括者の事務を補助させるため、法人に個人情報取扱事務補助者（以下「補助者」という。）を置き、総務課の総括補佐の職にある者をもって充てる。

3 各課・科（所）における個人情報取扱事務の適正な執行を図るため、各課・科（所）に個人情報取扱事務管理者（以下「管理者」という。）を置き、各課・科（所）長の職にある者をもって充てる。

(情報漏えい等時における対応体制等の整備)

第4条 管理者は、各課・科（所）において保有する個人情報の漏えい、滅失又は毀損等（以下「情報漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制及び個人情報に関する法令、条例、規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の報告連絡の体制及び手順等の整備を行う。

第3章 個人情報の適正管理等

(職員の責務)

第5条 個人情報取扱事務の担当職員（以下「担当職員」という。）は、法令、条例及び規

程等の規定並びに総括者、補助者、管理者その他上司の指示により、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(取扱区域)

第6条 管理者は、個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にするなど物理的安全管理措置を講ずる。

(個人情報の取扱いにおける条例等の確認等)

第7条 各課・科(所)において、新たに個人情報の収集、利用及び提供の事務を行おうとするときは、担当職員及び管理者は、個人情報の取扱いが条例第7条(収集の制限)、第8条(利用及び提供の制限)等の各規定の内容に適合することを確認しなければならない。また、取り扱う個人情報が特定個人情報に当たる場合にあっては、条例の他、番号法第9条(利用範囲)、第15条(提供の求めの制限)、第19条(特定個人情報の提供の制限)、第20条(収集等の制限)第28条(特定個人情報ファイルの作成の制限)等の各規定に適合することを確認しなければならない。

2 管理者は、前項の場合において個人情報の取扱いに疑義がある場合は、条例、規則等の解釈や取扱い方針等を補助者と協議のうえ、確認するものとする。このとき、補助者は、必要に応じて当該解釈等につき大阪府の個人情報担当室課に確認するものとする。

(個人情報取扱事務等の明確化等)

第8条 管理者は、個人情報取扱事務を行うことに当たっては、個人情報取扱事務の範囲、当該事務において取扱う個人情報の範囲、当該事務の担当職員を明確にしておかなければならない。なお、担当職員の数は、当該個人情報取扱事務の実施に当たり必要最小限とする。

2 個人情報を複数の課・科(所)において取り扱う場合は、当該個人情報を取り扱う課・科(所)の管理者間において、その分担及び責任の明確化を図る。

(個人情報取扱事務登録簿)

第9条 課・科(所)において、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、条例第6条に基づき、個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 課・科(所)において、登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を登録簿から抹消しなければならない。

3 登録簿の作成及び修正については、個人情報取扱事務登録簿作成要領によるものとし、登録簿の作成又は修正を行ったときは、登録簿の写しを添付し、総括者へ通知する。個人情報取扱事務を廃止したときは、その旨を総括者に通知する。

(特定個人情報保護評価等)

第10条 課・科(所)において、番号法の規定により特定個人情報保護評価が義務付けられる事務を行う場合は、大阪府特定個人情報保護評価諮問手続等実施要領等に基づき当該評価を実施する。

(適正管理)

- 第 1 1 条 担当職員は、個人情報取扱事務において収集した個人情報の適切な管理を行うため、個人情報が記録された法人文書及び法人文書が記録された電磁的記録媒体を管理者が定めた原則施錠可能な保管庫等で保管しなければならない。特に、特定個人情報及び条例第 7 条第 5 項各号に規定する個人情報（センシティブ情報）が記録された法人文書については、厳重に保管しなければならない。
- 2 管理者は、前項の保管庫等について、職員のみが立ち入ることのできる区域に設置する。
- 3 保有する個人情報については、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。
- 4 担当職員は、個人情報の送付、送信、複製、持出し等を行う場合にあっては、管理者の指示に従い、適正に行う。なお、特定個人情報を実施機関外へ送信する場合は、特に番号法第 19 条の規定に基づくものであることを確認しなければならない。
- 5 管理者は、課・科（所）における個人情報取扱事務に応じて、具体的な個人情報の取扱方法について整備し、また、個人情報の利用及び保管等の取扱状況について記録する。

(廃棄)

- 第 1 2 条 個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、所定の手続きに則り、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

(点検及び監査)

- 第 1 3 条 管理者は、課・科（所）が保有する個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について定期的に又は随時に（特定個人情報を取り扱う事務にあっては定期的に及び必要に応じ随時に）点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括者に報告する。
- 2 総括者は、課・科（所）が保有する個人情報の管理の状況について、定期的に又は随時に（特定個人情報を取り扱う事務にあっては定期的に及び必要に応じ随時に）監査を行う。なお、総括者は、課・科（所）における個人情報の管理状況に応じて、あらかじめ監査対象課・科（所）以外の課・科（所）から指定した職員に、監査をさせ、その結果を総括者へ報告させることができる。
- 3 総括者等は、第 1 項の点検及び前項の監査の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、個人情報の取扱いについて必要な見直し等の措置を講じる。
- 4 次条に係る安全の確保等の措置に関する点検及び監査については、第 1 項から前項までの規定にかかわらず、情報セキュリティ規程により実施する。

(情報システムにおける安全の確保等)

- 第 1 4 条 電子計算機又は情報通信ネットワーク（以下「情報システム」という。）を利用して個人情報を取り扱う場合においては、情報セキュリティ規程等に基づき、情報システムの安全の確保等の措置を講じる。

第4章 その他

(研修の実施)

第15条 総括者及び管理者は、担当職員等に対し、個人情報の適正な取扱いのために必要な研修を実施する。

2 総括者及び管理者は、個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な研修を行う。

(業務の委託)

第16条 個人情報取扱事務を事業者に委託する場合は、大阪府の個人情報取扱事務委託基準により、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う。

(情報漏えい等への対応)

第17条 担当職員は、情報漏えい等の事案の発生若しくは兆候を把握した場合、又は、個人情報に関する法令、条例、規程等に違反している事実若しくは兆候を把握した場合は、直ちに上司、管理者に報告する。

2 前項の規定により報告を受けた管理者は、直ちに、総括者、補助者及び大阪府の個人情報担当室課に報告するとともに、被害の拡大防止又は復旧、情報漏えい等の対象となった本人への対応等のための必要な措置を講じ、また、情報漏えい等に係る原因分析及び再発防止策の策定を行う。

3 前項の規定により報告を受けた総括者及び補助者は、前項に規定する管理者が講じる措置、原因分析及び再発防止策の策定に係る指示、支援等を行う。合わせて、補助者は、原因分析及び再発防止策の策定について大阪府の個人情報担当室課と調整を行う。

4 第2項の規定により報告を受けた総括者は、情報漏えい等に係る内容等に関して理事長へ報告する。

5 管理者は、速やかに、情報漏えい等に係る事実関係、再発防止策等について公表を行う。

6 個人情報取扱事務を委託する事業者において情報漏えい等が発生した場合は、第1項から前項までの取扱いに準じて適切に対応するとともに、当該事業者に対して、個人情報の適正管理に関しての指導を行い、また、事実関係、再発防止策等が記載された報告書の提出を求める。

(継続的改善)

第18条 当該規程は、継続的に見直し、その改善に努める。

(その他)

第19条 条例、規則及びこの規程に定めるもののほか、法人が取り扱う個人情報に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

2 前項による定めのない事項については、大阪府知事が取扱う個人情報保護の例による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。